**令和３年度鳥取県スポーツ協会**

**賛助会費支援金事業**

**手引き（一部抜粋）**

**支援金交付要項**

（趣　旨）

第１条　　　この交付要項は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）が、協会加盟団体等（以下「団体等」という。）に、賛助会費による支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第２条　　　協会会長（以下「会長」という。）は、団体等が行う別に定める事業（以下「支援事業」という。）に要する経費のうち、支援の対象として会長が認める経費について、予算の範囲内で支援金を交付する。

（交付申請手続）

第３条　　　団体等が、支援金を受けようとするときは、交付申請書（様式第１号）に事業計画書等（様式第２号）を添付し、会長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第４条　　　会長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を団体等に送付するものとする。

（交付の請求）

第５条　　　団体等は、支援金の交付の請求をしようとするときは、請求書（様式第３号）に交付決定通知書の写しを添えて会長に提出するものとする。

（計画変更の承認）

第６条　　　団体等は、支援事業に変更が生じた場合は変更承認申請書（様式第４号）に変更の内容を記載した書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、支援金の額に影響を及ぼさない軽微な変更（事業総額の２０パーセント以内）については、この限りではない。

（交付の条件）

第７条　　　会長は、支援金交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付すことができる。

（事業実施期間）

第８条　　　支援事業は、毎年度当該年度末までに完了しなければならない。

（報告及び検査）

第９条　　　会長は、支援目的を達成するために必要があると認めるときは、団体等から報告を求め、又はその指名した職員に当該支援事業等に係る証拠書類等を検査させることができる。

（実績報告）

第10条　　　団体等は、実施事業の内、指定した事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から３０日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに事業の成果を記載した実績報告書（様式第５号関係）を会長に提出しなればならない。

（交付額の確定及び通知）

第11条　１　会長は、実績報告書を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条項に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、団体等に通知するものとする。

　　　　 ２　団体等は、支援金の額が確定したとき、すでにその額を越える支援金が交付されている場合は、その超える額の支援金を速やかに返還しなければならない。

（帳簿の備付）

第12条　　　団体等は、第１０条の規定に基づき指定された事業について、収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、事業完了の翌年から起算して５カ年間保管しなければならない。

附　則

　この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要項は、令和２年４月１日から施行する。

**令和３年度鳥取県スポーツ協会賛助会費支援金事業交付要領**

**○ジュニア期の一貫指導・育成支援事業（高校運動部指定）**

　１　目　　的　　運動部を指定することにより、競技力の向上を図り国体等での入賞を目指す。

　２　実施内容　　指定された各運動部に対して活動経費の補助をおこなう。

　３　対象経費　　旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

　　　　　　　　　旅　費：交通費、宿泊費

　　　　　　　　　需用費：消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費

　　　　　　　　　役務費：通信運搬費、手数料、保険料

　　　　　　　　　使用料及び賃借料：施設使用料、機材借り上げ料

　　※各費目の取り決め等については、「鳥取県スポーツ協会競技力向上対策事業費補助金交付

　　　要領」に準ずるものとする。

　４　提出書類

　　　　　　　申請書：様式第１号、様式第２－１号、様式第２－２号

　　　　　　　変更承認申請書：様式第４号、様式第２－１号、様式第２－２号

　　　　　　　実績報告書：様式第５号、様式第２－１号、様式第２－２号、領収書写し

　　　　　　　請求書：概算払いの場合、様式第３号に、交付決定通知書の写しを添付

　　　　　　　　　　　　　　　精算払いの場合、様式第３号に、額の確定通知書の写しを添付